

年 月 日

都道府県

生活衛生営業指導センター理事長 殿

営 業 所

所 在 地

電 話

(ふりがな)

名 称

開設年月日 年 月 日

代 表 者

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

## 標準営業約款登録申請書（クリーニング業）

標記の登録を受けたいので、下記書類を添付して申請します。

1. 施設および設備の概要を明らかにする書面
2. 提供する役務の種別を記載した書面
3. 約款第3条第1項第2号に掲げる要件に該当する従事者の氏名を記載した書面  
およびその者が当該要件を備えた者であることを証する書類
4. 損害賠償保険等に加入していることを証する書類

お預かりしたあなたの情報及び今後お預かりするあなたの情報につきましては、標準営業約款登録事務以外では利用いたしません。

ただし、(財)全国生活衛生営業指導センターでは、ホームページにおいて約款制度の全国的な普及と利用者の利便性の向上を図るため、登録店の情報『店舗名・所在地・電話番号』を公開させていただきます。情報の公開を希望されない方は、該当都道府県生活衛生営業指導センターに申し出てください。



標準営業約款に従った営業の開始予定年月日

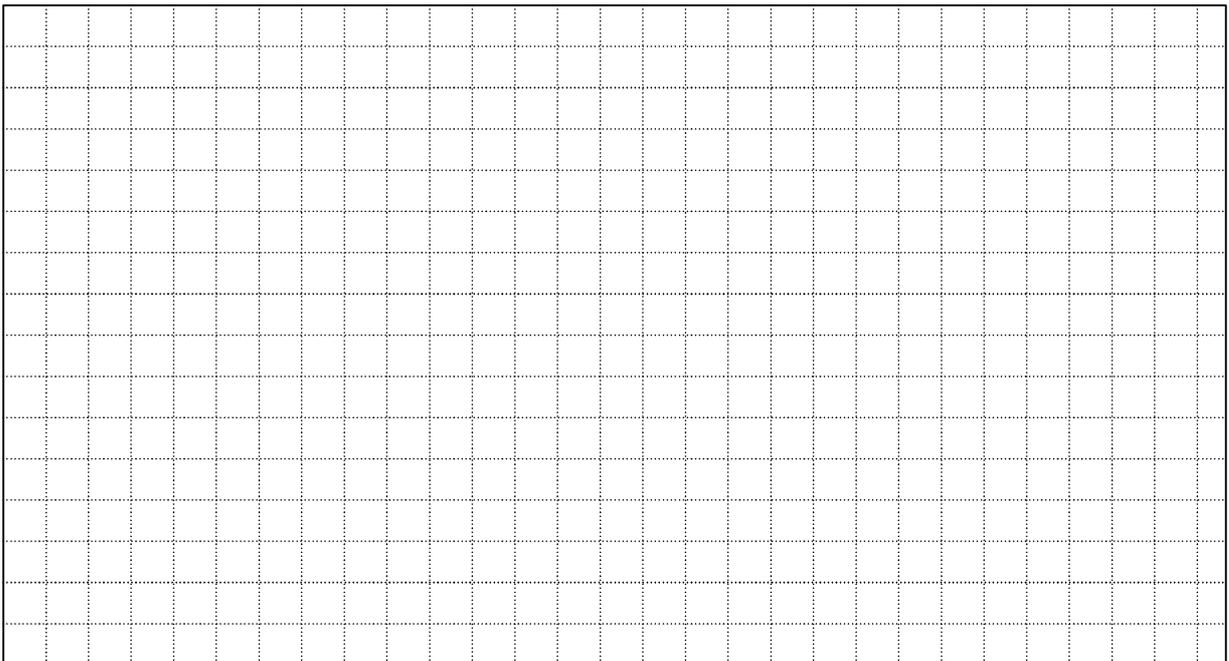
\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

1. 施設および設備の構造を明らかにする書面

チェック項目	いる	いない	整備中
(1) 施設は、居室、台所、洗面所等の施設および他の営業施設と隔壁等により区分されているか。			
(2) ア.洗濯物の受渡し場所、洗濯場、仕上げおよび乾燥室は、洗濯物の処理および衛生保持に支障を来さない程度の広さおよび構造になっているか。 イ.また、それぞれ区分されているか			
(3) ア.洗剤、有機溶剤、しみ抜剤、消毒剤等の専用の保管庫または戸棚等を設けているか。 イ.また、仕上げ済み洗濯物の格納設備は汚染のおそれのない場所に設けられているか。			
(4) 洗濯物の処理を行う作業場内には、適当な位置に換気装置が設けられているか。			

- 備考 1. 取次所は該当する項目について記入して下さい。  
2. 右欄に○または×印にて記入して下さい。  
3. 上記施設配置の略図を下記に記入して下さい。

略図は洗濯場、仕上場、整理場、受付(店舗)および居室の区分が明確になっていればよい。



裏面へ続く

2. 提供する役務の種別および実施方法を記載した書面

記号	洗浄方法 区別	洗浄に用いる 主な設備の 種類、型式等	洗浄に用いる 溶剤洗剤及び 漂白剤の名称	乾燥に用いる 主な設備の 種類、型式等	仕上げに用いる 主な設備等	仕上げ方法の区別 〔機械仕上げ、機械及び 手仕上げ、手仕上げ〕		
L	ランドリ							
D	ドライン クリグ							
W	ウーエ ットク グ							
(注) 斜線の欄は記入しなくともよい。								
S	特殊ク ンリ グ		皮 革	毛 皮	絹和服	羽 毛	帽 子	カーペ ット
	自家処理							
	外 注							

3. 約款第3条第1項第2号に掲げる要件に該当する従事者の氏名を記載した書面および  
その者が当該要件を備えた者であることを証する書類

資 格 名	氏 名	免許証 } 交 付 修了証 } 年月日	免許 } 番 修了 } 番	交 付 都道府県名
クリーニング師				
クリーニング業法による研修修了者				
クリーニング業法による講習修了者				
上級クリーニング技術者講習修了者				
クリーニング技術者講習修了者				

- 備考 1. 資格該当者が多数いる場合は連記して下さい。  
 2. クリーニング業法による研修及び講習修了者とは、クリーニング業法第8条の2及び3に基づき都道府県が指定する研修及び講習を修了したものをいう。  
 3. 上級クリーニング技術者講習修了者及びクリーニング技術者講習修了者とは、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が行う厚生労働省認定による技術講習の修了者をいうものとする。